

DIS 取次代理店規約

申込者（以下、「甲」という）は、ダイワボウ情報システム株式会社（以下、「乙」という。）が提供する各種サービス（乙がサービス提供業者の代理店として販売するサービスも含まれます。以下、「DISサービス」という。）の契約等の乙への取次その他乙の業務の一部を受託するにあたって、次の規約（以下「本規約」という。）を遵守するものとします。

第1条（定義）

本規約において使用する用語の定義は以下のとおりとします。

- (1) 「DISサービス」とは、乙がサービス提供会社として提供する、またはサービス提供会社の代理店等になって取次乃至販売するWIMAX等の通信サービス、SAAS等のサービスをいいます。甲が取扱うことができる個々の「DISサービス」の種別およびその条件等の詳細は別途乙が指定するものとします。
- (2) 「DISサービス契約」とは、乙またはサービス提供会社が「DISサービス」の種別毎に定めて、顧客との間で締結する「DISサービス」を利用するための契約をいいます。
- (3) 「サービス提供会社」とは、「DISサービス」をサービスプロバイダーとして「顧客」に提供する責任を負う会社をいいます。なお、「DISサービス」の種別により乙が「サービス提供会社」になる場合があります。
- (4) 「顧客」とは、「DISサービス契約」を締結して、「DISサービス」を利用する個人または法人をいいます。
- (5) 「本件業務」とは、乙による承認後、甲が乙の委託を受けて「DISサービス」の取次代理店として実施する「顧客」より「DISサービス契約」を乙へ取り次ぐ業務他、乙と顧客間に係る業務をいいます。本件業務の詳細は第2条および乙から甲へ別途提供する書面に定めます。
- (6) 「代理店業務手順書」とは、乙が「DISサービス」の種別毎に定め甲に交付する、「本件業務」の実施要領および該当する「DISサービス」にのみ適用される条件等を定めた書類をいいます。

第2条（目的）

本規約に基づいて、乙は、甲に対し、乙の提供する DIS サービス契約の乙への取次その他乙と顧客間に係る業務（以下「本件業務」という。）を委託し、甲はこれを受託するものとします。

2. 甲が本件業務を実施する対象となる「DIS サービス契約」は第4条に定める手順に従い、乙が別途これを指定するものとします。

第3条（本件業務）

乙は、甲に対し委託する本件業務の内容は次の各号に定めるものとします。本件業務の詳細は乙から甲へ「DIS サービス」の種別毎に乙が作成のうえ別途提供する代理店業務手順書に定めます。

- (1) 顧客に対する乙の提供する DIS サービス契約の説明および申込の勧誘（新規契約および変更時における重要事項の説明を含む）。
 - (2) 乙の提供する DIS サービス契約に関する、顧客への契約意思確認業務。
 - (3) 顧客からの乙の DIS サービス契約、変更等に関する乙への取次業務。
 - (4) 顧客が乙の提供する DIS サービスを受けるための必要な情報の通知業務。
 - (5) 顧客が乙の提供する DIS サービスを受けるために必要な機器における作動確認業務。
 - (6) 前各号に付随する業務。
 - (7) その他、乙が別紙に定める業務。
2. 甲は前項の業務の取次を行い、DIS サービス契約の当事者又は代理人とはならないものとし、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
- (1) 顧客に対し DIS サービス契約の申込みを承諾すること、又は顧客との間で DIS サービス契約を締結すること
 - (2) 顧客に対し DIS サービスの利用手続が完了したかのように誤認させるおそれのある表示、告知等を行うこと
 - (3) 前各号の他、顧客に対し、甲が DIS サービス契約の当事者又は代理人であるかのような誤認を生ぜしめるおそれのある表示、告知等を行うこと

第4条（代理店登録）

甲は、本件業務の受託にあたり、乙による甲の代理店登録を要するものとします。甲は、代理店登録を受けるために、乙の定める「DIS サービス取次代理店申込書」（以下「申込書」という。）に必要事項を記入の上、乙に提出することで申し込むものとし、甲による申込みは、甲が申込書を乙に提出し、乙から次項に定める方法により申込承諾の連絡をした時点で完了するものとします。

2. 乙による甲への申込承諾の連絡は、特段の事情がない限り、申込書に記載された甲のメールアドレスへ、申込承諾の旨をメールにて送信する方法によるものとします。
3. 甲の申込みが完了した時点で、乙による甲の代理店登録が成立し、本規約の全ての効力が発生するものとします。
4. 前項により甲の代理店登録が成立した後、乙が甲の取り扱う DIS サービスの種別を増やす場合、事前に対象となる DIS サービスの名称、取扱の開始日（以下「取扱開始日」という。）および適用される追加の条件（以下、「追加条件」という。）を記載した E メールを申込書に記載された甲のメールアドレスへ送信して通知するものとします。この通知により、E メールに記載された新たな DIS サービスに関する乙への取次代理店登録が取扱開始日をもって有効となるものとし、かつ適用される追加の条件に甲が同意したものとみします。
5. 前項の通知に対して、甲が新たな DIS サービスの取り扱いを望まない場合、取扱開始日までに乙へ通知することで、新たな DIS サービスに関する代理店登録および追加条件の適用を拒絶できるものとします。

第 5 条（法令等の遵守）

- 甲は、本規約の各条項のほか、関係法令ならびに監督官庁等の指示、指導、および約款を遵守するとともに、乙の営業方針および指示ならびに乙が DIS サービス毎に定める追加条件に誠実に従うものとします。
2. 甲は、直接であると間接であるとを問わず、また名目の如何を問わず、顧客およびその他の第三者に対し、本規約に基づく委託費の全部または一部を供与その他これに類する行為をしてはならないものとします。

第 6 条（信用毀損行為の禁止）

甲は、乙の名誉、信用を毀損し、またはそのおそれのある行為をしてはならないものとします。

第 7 条（業務報告）

乙は、甲に対し、必要に応じ随時本件業務の遂行状況の報告を求めることができるものとし、甲は、乙の求めに対し、乙に対し、その遂行状況を速やかに報告しなければならないものとします。

第 8 条（本件業務の遂行方法）

- 甲は、乙が別途定める本件業務の遂行方法および乙の個別の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって本件業務を誠実に遂行するものとします。
2. 甲は、本件業務の遂行にあたり、本件業務の内容、範囲等について不明な点があるときは、必ず乙の指示を仰ぎその指示に従って本件業務を遂行するものとします。
 3. 乙は、本件業務の甲による遂行方法に関して改善すべき点があると判断したときは、甲に対し、改善方法等を助言するものとし、甲は、直ちに改善に努めるものとします。
 4. 甲は、本件業務を適正に遂行するため、本件業務に従事する甲の従業員に対する教育の義務を負うものとし、乙は、必要に応じてこれを支援するものとします。

第 9 条（主任担当者の設置等）

- 甲は、本件業務に関連して乙から甲に対する指示、要請、依頼、確認その他の連絡を受領し、甲から乙に対するこれらの連絡を行うための主任担当者を定め、別途乙の定める方法により乙に届け出るものとします。
2. 甲は、主任担当者を変更する場合には、事前に乙に届け出るものとします。
 3. 乙が合理的理由に基づき甲に対して主任担当者の変更を求めた場合甲は速やかにこれに従うものとします。

第 10 条（再委託等）

- 甲は、乙が事前の書面もしくは第 4 条 2 項に定めるメールアドレスへ承諾の旨をメールにて送信する方法により承認した場合に限り、自己の責任と費用により本件業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。甲は、かかる乙の承認を求めるときは、乙に対し、当該第三者（以下、乙に承認された者に限り「再委託者」という。）の商号、代表者、所在地、連絡先等を書面により通知するものとします。なお、この手続は DIS サービスの種別毎に行う義務があるものとします。
2. 甲は、再委託者との本件業務の再委託に係る契約等において、本規約が定める DIS サービス契約に係る重要事項説明義務、守秘義務、顧客情報の保護に関する義務等の本規約に基づき甲が負う義務と同一の義務を再委託者に負わせるものとします。
 3. 甲は、再委託先を廃止するときは、事前に乙に対し書面により再委託者の商号、代表者、所在地、連絡先等を届出、乙の承認を得るものとします。
 4. 乙の次条による承認を得ない営業拠点において再委託者の本件業務の遂行が確認された場合、甲は、乙の指示に従い、直ちに当該本件業務を中止させるものとします。
 5. 甲は、再委託者に対する管理監督責任を負うものとし、再委託者の行為はすべて甲自身の行為とみなすも

のとします。

6. 甲は、本件業務を適正に遂行するため、本件業務に従事する再委託者の従業員に対する教育の実施義務を負うものとし、乙は、必要に応じてこれを支援するものとします。

7. 乙は、再委託者が不適切であると判断したときは、1ヵ月前の通知をもって再委託者の承認を取り消すことができるものとします。なお、甲または再委託者は本項による取消により損害を被ったとしても乙に賠償を請求することはできないものとします。

第11条（本件業務の遂行拠点）

甲は、乙が事前の書面により承認した営業拠点（以下、「営業拠点」という。）において本件業務を行うことができるものとします。

2. 甲は、営業拠点を新設、変更、廃止するときは、乙に対し、事前の書面により当該営業拠点の店舗名、代表者、所在地、連絡先等を届出で、乙の承認を得なければならないものとします。

3. 甲は、本件業務を遂行するにあたり、顧客の申込その他すべてを、乙の事業所に取り次ぐものとします。

4. 乙の第1項による承認を得ない営業拠点において、甲の本件業務の遂行が確認された場合、甲は、乙の指示に従い直ちに当該本件業務を中止するものとします。

第12条（代理店手数料）

乙は、甲に対し、本件業務の遂行の対価としてDISサービスの種別毎に乙が別に定め、甲に通知する手数料（以下、「代理店手数料」という。）およびこれに賦課される消費税等相当額（以下、併せて「代理店手数料等」という。）を支払うものとします。

2. 乙は、甲に対し、書面をもって通知することにより代理店手数料を変更できるものとします。

3. 第1項に定める代理店手数料に関する乙の甲に対する通知後10日以内に、または前項に定める代理店手数料の変更に関する乙の甲に対する通知後10日以内に、甲より乙に対し当該通知に記載された内容に異議のある旨通知がないときは、甲は当該通知内容を承諾したものとみなすものとします。

4. 甲は、前項の通知に記載された内容に異議がある場合には、第26条の定めにかかわらず、前項に定める期間内に乙に書面により通知することにより甲の代理店登録を取り消すことができるものとします。

5. 乙が、甲から取り次がれたDISサービス契約に最低利用期間の定めがあるにも関わらず、顧客が期間内に解約した場合、または、明らかに短期の解約を意図した不適正な契約であると判断したときは、甲は、乙に対し、当該契約に係る代理店手数料の支払いをしないことができるものとします。

6. 乙が、甲から取り次がれたDISサービス契約が虚偽、架空の申込等による不適正な契約であると判断したときは、甲は、乙に対し、当該契約に係る利用期間にかかわらず、違約金として乙が別に定める金額を支払うものとします。

7. 乙は、毎月末日を締日として、代理店手数料等の支払額を甲に対し書面等により通知するものとします。

8. 乙は、別途定める支払期日、方法により、前項の支払額をあらかじめ甲が指定した銀行預金口座へ振込送金して支払うものとします。但し、支払期日が金融機関休業日にあたる場合は、金融機関の前営業日を支払期日とします。振込手数料は乙の負担とします。

9. 代理店登録の有効期間が終了したとき、または甲の代理店登録が取り消されたときは、甲は、当該終了月をもって以降に支払われる手数料の支払請求権を失うものとし、乙はその終了月に確定した代理店手数料の支払をもって代理店手数料等一切の支払を終了するものとします。

10. 本条に定めるところにもかかわらず、顧客が、乙が提供しかつ別途指定する他のサービスにおける月額利用料等の債務につき、乙への未支払ならびに請求した金額に対し不足している場合が乙において判明した場合、乙は甲に通知のうえ、甲へ当該顧客についての代理店手数料の支払をしないことができるものとします。

第13条（業務遂行責任等）

甲は、本件業務の遂行上生じた責任について一切の責任を負うものとします。万一顧客その他の第三者から異議、苦情を受け、乙、顧客その他の第三者に対して損害を与え、もしくは紛争を生ぜしめた場合は、甲は、直ちにこれを乙に報告するとともに、自己の責任と費用負担において一切を処理解決し、乙には何らの迷惑または何らの負担もかけないものとし、乙が当該紛争等の処理解決に費用を支出した場合には、その費用を負担するものとします。

2. 前項の場合、甲は、乙に対し、その都度、その経緯、内容および処理方法等を書面により直ちに報告するものとします。

3. 甲は、代理店登録の有効期間終了後または取り消された後においても、第1項に定める賠償責任を免れることはできないものとします。

第14条（標章等の設置、使用）

本件業務の委託先であることを明示するため、営業拠点に、乙の指定する商標、意匠、文字、その他の標章（以下併せて「標章等」という。）を付した看板等を設置するときは、甲は、事前に書面にて乙に通知し、乙の承諾を得たうえで設置することができるものとします。

2. 甲は、本件業務の遂行に必要な範囲内において、乙の指示に従い、標章等を使用できるものとします。
3. 乙が甲の標章等の使用方法が不適切であると判断したときは、乙は、甲に対し、その使用中止または変更を求めることができるものとし、甲はこれに直ちに従うものとします。
4. 前項に基づき、甲が、標章等の使用中止または変更をするときは、甲の負担にて行うものとします。
5. 乙は、第3項の規定に甲が従わないときは、第28条第1項の定めに関わらず、甲の代理店登録を事前に何らの通知催告を要することなく直ちに取消することができるものとします。
6. 第3項の規定による他、乙は、任意に甲に対し、標章等の使用の中止または変更を求めることができるものとし、甲はこれに直ちに従うものとします。この場合の費用負担については、甲乙協議において決めるものとします。

第15条（住所等の変更）

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、あらかじめその旨を書面により通知しなければならないものとします。

- (1) 住所、本店所在地、電話番号、商号または代表者等を変更するとき。
 - (2) 第12条第7項に定める銀行預金口座を変更するとき。
 - (3) 資本金、株主構成または経営主体に変更があるとき。
 - (4) その他、本件業務の遂行に影響を及ぼす変更等があるとき、またはそのおそれがあるとき。
2. 甲が、前項第1号に記載する変更通知を怠ったときは、本契約等に関して甲の従前の住所、本店所在地、商号、代表者に発せられた書面は、すべて乙が発送したときに甲に到達したものとみなされます。

第16条（遅延損害金）

甲および乙は、本規約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から完済に至るまで1年を365日とする日割計算により年14.5%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第17条（相殺）

乙が甲に対して金銭債務を負っているときは、乙は、その債務と、本規約または甲乙間で締結した他の契約に基づき甲が乙に対して負っている弁済期の到来した金銭債務（期限の定めのない債務を含む。）とを、両金銭債務の弁済期の如何にかかわらず、何時でも、事前に何らの通知催告をすることなく、相殺できるものとします。

第18条（弁済充当順位）

本規約または甲乙間で締結した他の契約に基づき、甲がその債務履行として乙に対してなすべき弁済（前条に定める相殺による場合を含む。）は、甲が乙に対する債務のうち、弁済期が到来している債務について、乙が別に定める順位に従って順次充当されるものとします。

第19条（守秘義務）

甲および乙は、代理店登録の有効期間中は勿論、終了後においても、本規約に基づき相手方から提供を受けた秘密情報および自ら知り得た相手方の機密に属する情報（以下「秘密情報」という。）について、これを厳重に管理するとともに、秘密を厳守し、本規約の目的以外のために、これを自ら使用し、または第三者に開示、漏洩し、もしくは使用させてはならないものとします。甲および乙は、かかる義務を遵守するため、秘密情報にアクセスする自己の役員および従業員（派遣社員およびアルバイト等、ならびに退職者を含む。以下同じ。）に対し、本条と同等の秘密保持義務を課すものとし、当該役員または従業員がこれに違反したときは、自らが違反したものとみなされるものとします。

第20条（顧客情報の保護）

甲は、前条に定めるほか、本件業務を遂行するにあたり、顧客情報（乙の顧客に関する情報であって、当該情報に含まれる名称、住所、電話番号その他の記述等により特定の個人・法人等を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人・法人等を識別することができるものを含む）、その他顧客の既存通信システム又は構築しようとする通信システムに関する、拠点、ネットワーク構成、IPアドレス等の情報をいう。以下同じ。）の保護に関して以下の各号の規定を遵守しなければならないものとします。

- (1) 甲は、顧客情報を善良な管理者の注意をもって管理し、乙の書面による承諾を得ることなく、本規約の

履行以外の目的のために利用し、または第三者に利用させもしくは開示・漏洩してはならないものとし
ます。

- (2) 甲は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及びその他の関係法令及びガイドラインその他の指針を遵守し、顧客情報の目的外利用、紛失、改ざん、漏洩、滅失、き損の防止その他の顧客情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとし
ます。
- (3) 甲は、乙の書面による承諾を得ることなく、顧客情報を複製してはならないものとし
ます。
- (4) 甲は、本規約に違反して顧客情報が本規約の履行以外の目的に利用され、または第三者に開示、漏洩されたことが判明したときは、直ちに乙に報告し、乙の指示を受けるものとし
ます。
- (5) 甲は、代理店登録の有効期間が終了し、もしくは代理店登録を取り消されたとき、または乙が返還を請求したときは、顧客情報（複製されたものを含む）を直ちに乙に返還するものとし
ます。この場合において、乙の承諾に基づき、当該顧客情報を返還することなく破棄するときは、書類については裁断または焼却の方法により、電磁的記録についてはデータ消去または媒体の破壊の方法によりこれを行うものとし、破棄が完了した時点で速やかに乙に対してその結果を報告すること。

第 21 条（履行状況の調査・確認）

乙またはサービス提供会社は、甲による本件業務の遂行状況を確認、調査するため、何時にても本件業務の遂行に関連する作業場所および甲の事務所等に立入り、本件業務に関する管理体制ないし、その資料を調査、確認することができるものとし
ます。

2. 乙またはサービス提供会社は、前項の確認、調査の結果、またはその他の事由により甲における本件業務の遂行が不適切であると判断したときは、その改善を指示することができ、甲はこれに直ちに従うものとし
ます。

第 22 条（補償の否認）

乙およびサービス提供会社は、いかなる場合においても、DIS サービスの利用に関して顧客からのクレームが発生したことにより当該対応に要した費用等について、甲その他利害関係人に対して一切補償の責任を負いません。DIS サービスは、「現状のまま」の条件で提供されるものであり、乙およびサービス提供会社は、これについて、明示的・黙示的または法定のいずれを問わず、また、口頭または書面のいずれの形式を問わず、有効性、実効可能性、中断またはエラーを伴わない動作、商品性、特定の目的に対する適合性または侵害の不存在に関するものを含め、根拠法令を問わず、あらゆる表明および保証を否認し
ます。

第 23 条（損害賠償）

乙は、甲が本規約の各条項のいずれかに違反したときは、甲に対し、直ちに損害の賠償を請求することができるものとし
ます。

2. 甲は、代理店登録の有効期間終了後または取り消された後においても、前項に定める損害賠償の責を免れることはできないものとし
ます。

3. 本規約第 28 条または第 29 条に基づき、甲の代理店登録が取り消されたときは、乙は、甲に対して、既に発生している甲の債務の支払および被った損害の賠償を請求することができるものとし
ます。

第 24 条（権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ないで、本契約等に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または自己もしくは第三者のために担保に差し入れる等、一切の処分をしてはならないものとし
ます。

第 25 条（規約の変更）

乙は、甲への事前の通知なしに、本規約を変更することができるものとし
ます。この場合、本規約における一切の条件は、変更後の最新の規約によるものとし
ます。

2. 変更後の本規約は、乙が別途定める場合を除き、乙が提供する Web サイト上に表示した時点より、効力を生じるものとし
ます。

第 26 条（有効期間）

代理店登録の有効期間は、甲の申込み完了日の翌年の 3 月末日までとします。但し、期間満了の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による意思表示がないときは、代理店登録は、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 6 ヶ月間、同一条件をもって更新されるものとし、以後も同様と
します。

第 27 条（任意による代理店登録の取り消し）

甲および乙は、代理店登録の有効期間中といえども、1ヵ月以上の予告期間において書面をもって相手方に申し入れることにより、甲の代理店登録を取り消すことができるものとします。

2. 乙は、その都合により、甲が代理店登録しているDISサービスのいずれか一つの提供ができなくなった場合、または、甲が取り扱う「DIS サービス」の同等サービスを甲自ら提供できると乙が判断する契約を第三者と締結した場合、代理店登録の有効期間中といえども、事前に書面をもって甲へ申し入れることにより、該当するDISサービスについてのみ甲の代理店登録を取り消すことができるものとします。なお、甲は本項による取消により損害を被ったとしても乙に賠償を請求することはできないものとします。

第28条（予告による代理店登録の取り消し）

乙は、甲の受託実績がほとんどない等、相当の理由がある場合には甲に対し、書面による1ヶ月前の通知をもって、甲の代理店登録を取り消すことができるものとします。なお、甲は本項による取消により損害を被ったとしても乙に賠償を請求することはできないものとします。

第29条（違反等による代理店登録の取り消し）

乙は、甲が本規約の各条項のいずれかに違反したときは、相当の期間を定めて当該違反を是正する旨甲に催告し、甲がこれに従わないときは、甲の代理店登録を取り消すことができるものとします。

2. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、事前の催告その他の手続きをすることなく直ちに甲の代理店登録を取り消すことができるものとします。

- (1) 第三者からの差押え、仮差押えもしくは仮処分の申し立てを受け、または受けることが明白であるとき。
- (2) 破産、会社更生手続開始、もしくは民事再生手続を開始、自ら申し立て、または第三者から申し立てられたとき。
- (3) 支払停止もしくは振出した手形、小切手等が不渡りとなったとき、または手形交換所から不渡り処分を受けたとき。
- (4) 営業停止または営業許可取消等の処分を受けたとき。
- (5) 解散決議をしたとき。
- (6) 本規約に基づく債務の支払を滞納したとき。
- (7) 代表者、役員等が刑事罰を受け、または受けることが明らかであるとき。
- (8) 役員、社員もしくは株主間の紛争により営業活動に支障をきたしたとき。
- (9) 株主構成または経営主体の全部または一部に重大と認められる変更があり、本件業務の誠実な遂行に支障があると判断したとき。
- (10) 財政状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (11) 乙または乙の顧客に虚偽の請求、報告等をおこない、乙もしくはDISサービスの信用または甲乙間の信頼関係を著しく毀損したとき。
- (12) 甲が、虚偽、架空のものと認められるDISサービス契約の申込を乙へ取り次いだとき。
- (13) 甲が、乙の名誉、信用を失墜させ、もしくは重大な損害を与えまたはそのおそれがあるとき。
- (14) 甲が個人事業主の場合でかつ甲が死亡・廃業等によりその事業の継続が困難であると乙が判断したとき
- (15) 甲が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体関係者、その他反社会的勢力(以下、「暴力団等」という。)、公共の福祉に反する活動を行う団体およびその行為者であるとき、または反社会的勢力であったと判明したとき。
- (16) 甲乙間で別途締結させている売買の継続的取引に関する基本契約書の契約解除条項に該当し、当該基本契約が解除されたとき又は期間満了若しくは解約によって当該基本契約が終了したとき

第30条（期限の利益の喪失）

甲は、乙により本規約第28条または第29条の規定により甲の代理店登録が取り消されたとき、第28条第1項に定める催告を受け甲がこれに従わないとき、または第29条第2項各号に定める事由に該当したときは、本件取引から生じた債務であるかどうか問わず、甲の乙に対する一切の債務につき、当然に期限の利益を失い、乙に対し本規約に基づく債務全額を直ちに支払わなければならないものとします。

第31条（付随契約の効力）

代理店登録の有効期間が終了し、または甲の代理店登録が取り消されたときは、同時に付随契約もすべて終了するものとし、本規約および付随契約にかかる一切の取引は終了するものとします。

第32条（代理店登録終了後の措置）

甲は、代理店登録の有効期間が終了し、または甲の代理店登録が取り消されたときは、乙に対し、直ちに乙が提供、貸与した物品、または預かり保管中の書類等すべてを返還し、かつ顧客に関する資料をすべて提供し

なければならぬものとし、

2. 代理店登録の有効期間が終了し、または甲の代理店登録が取り消されたときは、甲乙互いに確定した債権債務について速やかにこれを清算するものとし、

3. 甲は、代理店登録の有効期間が終了し、または甲の代理店登録が取り消された後、第14条第1項、第2項に掲げる行為その他第三者が甲を乙の代理店またはそれに類する契約関係にあると誤認するような行為をしてはならぬものとし、

4. 代理店登録の有効期間が終了し、または甲の代理店登録が取り消された後、特段の事情がない限り、第14条に定める標章等の使用を終了し撤去するものとし、甲の負担にて直ちに行うものとし、

第33条（管轄裁判所）

甲および乙は、本規約に関する訴訟等については、大阪地方裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とする。

第34条（協議）

本規約に定めのない事項または本規約の各条項の解釈に疑義が生じたとき、甲および乙は、誠意をもって協議し速やかに解決をはかるものとし、

DIS サービス取次代理店規約は、平成 年 月 日から適用する。

平成 年 月 日作成